

日本経済

安倍首相辞任表明、市場への影響は

2020年8月28日

Chief Investment Office GWM

青木大樹、日本地域CIO(最高投資責任者) daiju.aoki@ubs.com; 居林通、日本株リサーチヘッド; 小林千紗、アナリスト; 細野光史

- 安倍晋三首相(自民党総裁)が辞任を表明した。今後の政策方針をめぐる不透明感から、短期的に市場のボラティリティ(変動率)は上昇するだろう。
- 後任の首相は9月中旬に決まる見通しだ。自民党の党則では、現総裁の任期中の緊急時は両院議員総会での総裁選出が可能と定めているため、安倍首相と見解や政策課題の優先順位を共有する候補が選ばれる可能性が高い。
- アベノミクス政策の継承が焦点となるだろう。コロナ後の世界経済に対する見通しは厳しく、足元のリフレ的な財政および金融政策が中期的に大きく転換されることはないだろう。
- 日本株式のボラティリティは短期的に上昇するかもしれない。だが、新型コロナ危機からの復興支援を目指す現在の大規模な財政出動・超金融緩和政策は継続するものと我々は見ており、日本株式に対する強気の見方を崩していない。



出所: iStock

安倍晋三首相(自民党総裁)は、歴代最長の連続在任日数に終止符を打ち、辞任する意向を表明した。突然の辞任報道が流れると日経平均株価は一時2.6%下落し、8月28日は前日比1.4%安で引ける一方、円は対ドルで上昇し105.6円台を付けた。

安倍首相は記者会見で、潰瘍性大腸炎による健康悪化を辞任の主な理由に挙げた。安倍首相は、日本政府はリーダー不在の政治的空白を許さず、新型コロナウイルス対応の危機管理に引き続き注力していくと強調した。報道によると、自民党は、緊急時のため、通常の党大会ではなく、両院議員総会による総裁選を9月に行う予定である。通常の党大会による総裁選であれば、安倍首相に批判的な候補を支持する党員・党友による地方票が含まれる。だが、緊急時の両院議員総会方式には地方党員の支持者が含まれないため、安倍首相と多くの点で見解や政策課題の優先事項を共有する候補者が選ばれる可能性が高い。新総裁(首相)の任期は安倍首相の残り期間を引き継ぎ2021年9月までとなり、任期満了日前に通常の党大会による自民党総裁選が行われる。

両院議員総会で総裁が決まった後は、アベノミクス政策の継承が焦点となるだろう。報道各社は既に後任候補として、麻生太郎副総理・財務大臣、菅義偉官房長官、岸田文雄自民党政調会長の名前を挙げている(訳注:その後、麻生氏は総裁選不出馬、菅氏は出馬意向を固めた模様)。コロナ後の世界経済に対する見通しは厳しく、足元のリフレ的な財政および金融政策が中期的に大きく転換されることはないだろう。日銀の黒田総裁の任期は2023年4月までであり、在任中は現在の超緩和的な金融政策が続くものとみている。財政政策については、財務省が目論む消費増税は、日本経済がコロナ前の水準に戻らない限り(我々はこれを2022年後半と予想する)その可能性は非常に低い。安倍首相の在任期間中、日本は国際社会と

比較的円滑な関係を築いてきたことから、外交関係が重要な課題となる可能性がある。安倍政権は、経済および外交政策において米中間で中立的スタンスを取る傾向にあったが、次期首相がこの微妙なバランスを維持することが重要である。

安倍首相の辞任表明を受けて、今後の経済政策や金融政策の先行き不透明感から、日本の株式市場では短期的にボラティリティが上昇する可能性がある。我々は、新型コロナ危機からの復興支援を目指す現在の大規模な財政出動・超金融緩和政策は継続するものと見ている。また、日銀によるETF(上場投資信託)購入の継続や、2022年3月期の企業利益41%増益との我々の予想を踏まえ、日本株式に対して強気の見方を崩していない。我々は次の上場局面は、景気循環色の強い製造業や一般消費財セクターがアウトパフォームし、ハイテク銘柄以外がけん引役になるとみている。日本の自動車メーカーはハイブリッド技術で先行しており、エネルギー効率が高い自動車へのシフトや排出ガス規制の強化が追い風になると考える。また、日銀の資産購入や超低金利環境を考えると、日本の不動産投資信託(REIT)も依然として魅力的である。

長期的には、日本の政治的不安定性がリスク要因になるかもしれない。第2次安倍政権発足前、日本では6年間で6人の首相が「回転ドア」のように頻りに交代する事態となった。こうした短命政権に逆戻りすれば、日本市場に重しとなるだろう。2021年10月には、次の衆議院議員総選挙が控えている。安倍首相が去った後も、与党自民党が比較的高い今の支持率を維持できるかどうか注視が必要である。

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS チーフ・インベストメント・オフィス・グローバル・ウェルス・マネジメント(UBS Switzerland AG またはその関連会社)が作成したリサーチレポートをもとに、UBS 証券株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではありません。金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものではありません。本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したものです。その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

UBS 各社(またはその従業員)は随時、本レポートで言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本レポートで言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、また、過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。一部の投資はその価値が突如大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等: UBS 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2633 号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

当社における国内株式等の売買取引には、ウェルス・マネジメント本部のお客様の場合、約定代金に対して最大 1.10%(税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.375%(税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらの手数料を超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に依り、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。インベストメント・バンク部門のお客様については、お客様ごとの個別契約に基づいて手数料をお支払いいただくため、手数料の上限額や計算方法は一律に定められておりません。国内株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されます。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、お申込み金額に対して最大 3.3%(税込)の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大 0.3%の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大 5.0%の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大 2.34%(税込・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。

「UBS 投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大 1.76%(税込)の運用報酬をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

日本経済

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの1%または1円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの2%を上限とします。

UBS 銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

© UBS 2020 無断転載を禁じます。UBS はすべての知的財産権を留保します。UBS による事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者

商号等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品仲介業務を行う金融商品仲介業者

商号等：UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザーズ株式会社 関東財務局長(金仲)第 898 号